

告 示

埼玉県告示第十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
シンワビル

埼玉県東松山市松本町二丁目四百六十八一一、三、四百六十七一一、四百六十九一十三、四百六十九一十七、四百七十一一、四百七十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社オザム 代表取締役 小澤国生

東京都青梅市友田町五百一三百五十

（変更後）株式会社ジエーソン 代表取締役 太田万三彦

千葉県柏市大津ヶ丘二一八一五

ハ 変更年月日

令和三年八月二十五日

二 届出年月日

令和三年八月十九日

三 縦覧期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年八月三十一日から令和三年十二月三十一日まで

口

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課